

江田島市予防接種実施要綱

平成20年4月1日

告示第15号

改正 平成24年8月31日告示第74号

改正 平成24年10月25日告示第94号

改正 平成25年4月1日告示第50号

改正 平成26年9月26日告示第88号

改正 平成28年3月28日告示第26号

改正 平成28年9月28日告示第83号

江田島市予防接種実施要綱（平成18年江田島市告示第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種の有効かつ安全な実施を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（予防接種を行う疾病の範囲）

第2条 この要綱で予防接種を行う疾病は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定するA類疾病（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘及びB型肝炎）及びB類疾病（インフルエンザ及び肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。））とする。

（定期予防接種の実施）

第3条 市長は、江田島市に居住する者であって予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3で定めるものに対し、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、法第5条の規定による定期の予防接種を予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の規定により別表のとおり実施するものとする。

（臨時予防接種の実施）

第4条 市長は、前条に規定する場合のほか県知事から法第6条に規定する臨時の予防接種を行う旨の指示があったときは、臨時の予防接種を行うものとする。

(予防接種を行ってはならない者)

第5条 市長は、定期及び臨時の予防接種を受けようとする者について、法第7条の規定により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でないと認められる者に対しては当該予防接種を行ってはならない。

(予防接種要注意者への接種)

第6条 定期予防接種は、原則として市長の要請に応じて予防接種の実施に関し、協力する旨を承諾した市内の医療機関（広島県医師会及び広島県国民健康保険団体連合会との委託契約により同様の承諾をした市外の医療機関を含む。）により行うこととする。ただし、次に掲げる状態があり予防接種を行うに際して注意を要する予防接種要注意者については、申出により市外の医療機関であっても接種ができるよう措置を行うものとする。

- (1) 心臓血管系疾患，腎臓疾患，肝臓疾患，血液疾患，発達障害等の基礎疾患を有することが明らかな者（未熟児などで養育医療等の対象児を含む。）
- (2) 予防接種により全身性発疹などアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往がある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈する恐れがある者

(予防接種に関する知識の普及)

第7条 市長は、接種対象者及び保護者に対して、正しい理解の下に予防接種を受けられるよう、予防接種に関する知識の普及を図るものとする。

(予防接種の推進)

第 8 条 市長は、法第 5 条の規定による予防接種の対象者に対して、次の各号に掲げる内容についてあらかじめ周知するものとする。

- (1) 予防接種の種類
- (2) 予防接種対象者の範囲
- (3) 予防接種を行う期日又は期間及び場所
- (4) 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
- (5) その他必要な事項

2 市長は、予防接種の積極的な推進を図り、接種率の維持向上を図られるよう配慮するものとする。

(公告)

第 9 条 市長は、定期及び臨時の予防接種を行う場合には、前条第 1 項各号に掲げる内容について公告するものとする。

(費用負担)

第 10 条 A 類疾病に係る定期及び臨時の予防接種の費用については、全額公費負担とする。

(費用徴収)

第 11 条 市長は、B 類疾病に係る定期の予防接種を受けた者から、その費用の一部を徴収することができる。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者についてはこの限りではない。

(予防接種依頼書)

第 12 条 市民が、対象者の都合により、県外で定期の予防接種を希望する場合は予防接種依頼書（別記様式）を交付し、償還払により費用負担に対する措置を行うものとする。

(健康被害の救済に対する措置)

第 13 条 市長は、江田島市内に居住する間に定期及び臨時の予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定により、給付を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は，平成20年4月1日から施行する。

(江田島市結核予防接種実施要綱の廃止)

2 江田島市結核予防接種実施要綱（平成18年江田島市告示第5号）は，廃止する。

附 則（平成24年8月31日告示第74号）

この告示は，平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成24年10月25日告示第94号）

この告示は，平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第50号）

この告示は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日告示第88号）

この告示は，平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第26号）

この告示は，平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日告示第83号）

この告示は，平成28年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	予防接種名	接種方法	
個別接種	D P T - I P V ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎	皮下接種	
	D P T ・ D T ジフテリア 百日せき 破傷風		
	急性灰白髄炎		
	M R 麻しん 風しん		
	麻しん		
	風しん		
	日本脳炎		
	結核		経皮接種
	H i b 感染症		皮下接種
	肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）		
	ヒトパピローマウイルス 感染症		筋肉内接種
	水痘		皮下接種
	B 型肝炎		
	インフルエンザ		
	肺炎球菌感染症（高齢者が かかるものに限る。）		筋肉内接種又は皮下 接種

